

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年6月17日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後2時00分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	庶 務 係 主 幹 杉本 裕未 議 事 係 主 任 福田 佳菜		
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 径 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課参事 中本 恵 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 門木 淳子 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

◆**勝田鮮二委員長** それでは少し時間には早いんですが、全員おそろいですので始めたいと思います。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院の報告の後、福祉部、健康こども部の順に進めてまいります。市立病院は本日議案はなく、報告のみとなっております。

【市立病院】

◆**勝田鮮二委員長** 報告に入ります前に、平野病院事業管理者より挨拶をお願いします。平野病院事業管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** おはようございます。詳しいことは分かりませんが、ここに来させてもらった皆さんの空気で、どうも加嶋副委員長さんのほうに大変おめでたいことがあったというようなニュアンスを受けました。お子さんだということだろうと推測しております。おめでとうございます。

市立病院でございます。ここ数日、じめじめした湿度の高い、それから気温も30度超えというような、大変体に負担がかかるといいますか、しんどい毎日が続いておりますが、どうか皆さん、体のほうにはまずもって健康に留意していただきますようお願いいたします。

市立病院からの報告ということで、今回は報告第10号令和6年度鳥取市病院事業会計予算の繰越しについてということで、これは病院の病棟改修の設計に関わる建設改良費について繰越しを行うものです。それから報告第11号放棄した債権の報告についてということで、これは破産法並びに債権を有する方が亡くなられてその相続をする人がいない、あるいは相続放棄をされてちょっとどうにもならないことの債権を放棄するものでございます。詳細につきましては各担当のほうから説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは報告に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますよう、お願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

報告

報告第10号令和6年度鳥取市病院事業会計予算の繰越しについて

◆**勝田鮮二委員長** それでは報告に入ります。報告第10号令和6年度鳥取市病院事業会計予算の繰越しについての説明をお願いします。波多野室長。

○**波多野 哲総務課業務管理室長** 業務管理室長の波多野と申します。まず、この案は付議案の65ページの内容になります。それで、資料のほうは令和7年6月定例会という、右上に福祉保健委員会資料と書いてあるものになります。1枚めくっていただきまして3ページになります。上のほうから説明をさせていただきます。病棟改修設計ということで、当初令和5年度の時点

では、工事費を約6億6,000万見込んでおりましたが、この物価高騰により、材料費だとか人件費等がかなり上昇しまして、令和6年11月時点での工事費として約12億円ということを見込むことになりました。このままではちょっと事業が困難な状況になってくるというふうに考えまして、設計、計画のほうを再度見直すということになりました。設計内容をまた1から見直したために日数がかかり、事業完了が厳しくなったということです。

次に排煙口の工事になります。当初は改良工事を計画しておりましたが、建物点検というものを行ったときに、ほかの箇所の改良箇所が見つかりましたので、それも併せての内容ということで、その辺の内容の調査に時間がかかったものになります。その下になります。自動ドアの工事ということで、これは自動ドアと言っても手術室の自動ドアになります。それで、この手術室の自動ドアが空気式で動くような、フットスイッチで動くものになりますが、部品も枯渇してきまして、電気式の自動ドアに改修するということで出させていただいていた。停電時でもここは動かないといけないということで、近くにありますCVCF、定電圧周波数装置というものになりますが、1つの無停電電源装置みたいなものになります。これに接続ということで考えておりましたが、日常点検時にちょっと不安要素が出てきまして、CVCFからではなく、ほかの非常用回路からの電源供給ということを検討しまして再度計画したところ、日数がかかって繰越しとなったということになります。

以上この3事業は、今後、確実に事業の執行を行うために繰越しとさせていただきたいというものです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑ございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 質問です。このたびの病棟改修設計におかれましては、本当に物価、材料費の高騰によりということで、初めから設計のほうも見直していったようなお話を今伺いましたんですが、この繰越額と、それから令和6年度の予算額なんですけども、いずれも3,950万円と繰越額も3,950万円というところで同じ額、設計の発注額はもう変わってないというふうに捉えてよろしいものでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 波多野室長。

○波多野 哲総務課業務管理室長 業務管理室長の波多野です。今言われたとおり、設計額自体は変わっておりません。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 岡田です。分かりました。そこでちょっとさらに質問といいますか、もう一度その設計を見直してしまったりとか、あるいは工事費も増額に対する設計をしている中で、当然その設計をされてる側、受託されてる側の人件費についても工数が多くかかっているということが想定されるんですけども、そういった設計に見直しがかかった、追加されてしまった人件費に対するものとか、あとは工事費が増額することに対する設計費の増額といいますか、そういったものっていうのはありますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 波多野室長。

○波多野 哲総務課業務管理室長 業務管理室の波多野です。先ほどの質問なんですけども、確

かに設計が延びたということで人件費ということがあったんですけども、その話につきましては、当初この設計費ということで話を進めさせていただいた中で、相手側もそこは特にないということで、設計費そのままということで進んでおります。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 分かりました。これは、契約というものは相手側があつて、そこで成立するものなんですけども、昨今の人件費も高騰しているものもありますし、いろんな社会情勢の中で、やはりかかった経費分については企業が努力はされるんですけども、発注側としてもその企業の努力だけに甘えるものではなくて、必要とされるものについてはやはり真摯にこちらのほうからもやっぱり、当然こちらは公共的な立場でもありますので、その辺も考慮していただきたいというふうに、これは意見ですけども述べさせていただきます。

これ同じことなんですけども、先ほどの説明のありました繰越計算書の、今度は 2 行目の排煙のこの窓の工事についても、要は別の改良箇所が確認されたと、調整に日数を要したためというふうにあるんですけども、これもやはり現場感覚でいけば、当然そこに対する何人役といえますか、人件費も多くかかっていくものもありますので、ここは予算額と繰越額が一緒ですので、先ほどと同じ状況なんだろうなということを踏まえた上で、ちょっとそこは、今後シビアにできるだけ社会が変わっていったところに対応していただけたらなというふうに、意見として言わせていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 意見ということで。そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 根本的な設計見直しに日数を要したということなんですけど、中身に関わってなんですけど、どういうふうに、今、考えておられるのかなということを教えてください。

◆勝田鮮二委員長 波多野室長。

○波多野 哲総務課業務管理室長 業務管理室の波多野です。根本的な見直しということで、確かに最初説明させていただきましたけど、最初は 6 億 6,000 万ということで考えておりました。物価高騰、特に設計内容を変えずにしたところ、12 億という約倍に近い金額っていうことになりましたので、当初考えていた内容では無理だということもありまして、もう一度さらに最低限必要なものっていうことに絞って、1 から見直しをかけたということになります。

ですので、今回この改修工事というのは、一番の肝としましては空調の関係が一番古くなってきたいまして、患者さんに迷惑かかるということがありますので、そこは避けては通れないというところで、そこは残していくという中で、この御時世、コロナもありましたけども、病棟に入る前の自動ドアっていうのを設置していこうというふうに当初は考えておりました。ただ、この工事費になりましたので、自動ドアの辺はやめました。それから、クロスとかも必要最低限のクロスにして価格を落としたりとか、そういった見直しをさせていただきました。以上になります。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、よろしいですか。そのほかございますか。ないということで。

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして、報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち、

本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。それでは資料の4ページ目を御覧ください。報告第11号放棄した債権の報告についてです。病院診療費の債権放棄についてですが、1の（1）の概要としましては、病院を受診された際には患者さんに治療費の自己負担金をお支払いいただいておりますが、生活困窮等によりなかなか支払いが困難になる方や、破産等により資力回復が見込めない方等については回収が非常に困難な状況にあります。（2）の債権の種類としましては私債権となっております。（3）の時効時期につきましては、法改正により令和2年3月末日までは3年間、令和2年4月以降については5年間というふうになっております。（4）の根拠法令等ですが、こちらは鳥取市立病院使用料及び手数料条例というふうになっております。（5）の納付義務者は、鳥取市立病院で治療を受けた者というふうになっております。

2の債権放棄の内容ですが、病院診療費の滞納金については催告書等の送付や相続人調査等も行っており、債権管理回収に努めているところです。このたびの報告では、債務者が亡くなられて、その相続人全員が相続放棄をされた方2名と、破産法により裁判所から免責許可決定を受けた、いわゆる自己破産された方で、資力回復の認めがなくて回収が困難と認められる方7名の計9人について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第3号及び第4号の規定により債権放棄を行ったものです。

内訳につきまして5ページ目を御覧ください。こちら、鳥取市債権放棄調書という個表をつけさせていただいております。番号が1番～9番まで振ってあるんですが、1番～7番の方が破産法により裁判所から破産法による免責許可決定を受けた方で、金額としては合計35万8,720円というふうになっております。残りの8番、9番の方は、債務者が亡くなられて相続人全員が相続放棄をされた方で、金額の合計は3万5,982円となっており、総額が39万4,702円となっております。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本件について、委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 令和2年3月末日までは時効期間が3年間ですから、その3年間の間になるようにずっと請求をしていかれたというふうに、平成15年とか、古い分なんですけど、そういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。時効期間は、委員のおっしゃるとおり令和2年3月末日までは3年間、それ以降5年間というふうになっているんですが、それはあくまで時効援用される場合でして、時効援用されるまでは、病院としましては幾ら時効以前のものであっても徴収に努めているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。金額が大きい5番の22万8,580円っていうのは、これは産婦人科の出産の費用とかでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。5番の22万8,580円の方は、委員のおっしゃるとおり、

これお産の費用が含まれておりまして、お産だけではなくて外来の診療料も含まれていますが、大部分がお産の費用というふうになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 魚崎です。基本的なことになるかも分かりませんが、総額は患者さんの自己負担ちゅうことでしょうか。ということになると、国庫負担というか、後期高齢者医療というか、例えば自己負担 3 割だったのを 7 割がこの裏にひっついていてということで、国等も債権放棄ということになるんでしょうか。その辺はどんなでしょう。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。ここに上げさせていただいている金額は患者さんの自己負担金でして、それ以外の保険者が負担する金額については、既に保険者のほうに病院として請求しているものですので、それはもう既に徴収済みといいますか、保険者から病院に納めていただいているものになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 普段使っているもんですから、何気なく使っておるんで、見逃しちゃっておるんですが、その 7 割というのは、市のほうに入ってくるんじゃないに、保険として納まっているんですから、保険者が市立病院のほうに払うということでもいいんでしょうかね。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。委員のおっしゃるとおり 7 割部分、自己負担分以外の診療費については保険者のほうから病院に行って、保険者に対して病院が請求しまして、保険者から病院のほうに支払えるものになっております。以上です。

◆魚崎 勇委員 分りました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それではなしということで、以上でよろしいでしょうか。そのほか、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは市立病院の皆様は退席ください。

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続き福祉部に入ります。議案説明に入ります前に藏増福祉部長より挨拶をいただき、その後に人事異動で異動された方に自己紹介をお願いいたします。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 福祉部の藏増です。本日はよろしくお願いいたします。今議会に提案をさせていただいております福祉部に係る案件は議案が 3 件、報告が 2 件、その他の報告が 1 件でございます。初めに議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算でございますが、社会福祉施設の修繕に係る費用、それから低所得者等への光熱費助成事業、災害弔慰金、また、障がい福祉サービス事業の改築等整備に係る補助金、そして制度改革等に伴う生活保護システムの改修経費など、総額 3 億 1,655 万円の増額補正を計上をさせていただいております。そのほか、社会福祉施設の改修事業につきまして、債務負担行為を計上をさせていただいております。こ

れは老健やすらぎのキュービクル更新工事の適正工期が確保できるように提案させていただいているものでございます。

次に議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算の内容といたしましては、資格確認書送付に係る郵便代の増額分といたしまして 356 万円の増額補正予算を計上をさせていただいております。議案第 97 号は地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算につきまして専決処分を行いましたので報告し、その承認を求めるものでございます。

議案につきましては以上でございますが、報告といたしまして、報告第 7 号令和 6 年度一般会計予算のうち、令和 7 年度への繰越明許費に係る繰越額について確定をいたしましたので、報告をいたします。また、報告第 11 号は鳥取市国民健康保険高額療養費貸付金の債権放棄につきまして報告をさせていただきます。その他の報告といたしまして金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業の廃止につきましてを御報告させていただきます。以上議案等の概要につきまして説明をさせていただきました。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきますがこの前に、令和 7 年度 4 月の人事異動により昇任及び異動がありましたので自己紹介をさせていただきます。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 このたびの人事異動で福祉部次長を拝命いたしました松本です。引き続きよろしくお願いいたします。

○渡邊 聡長寿社会課課長補佐 失礼いたします。同じく長寿社会課になります課長補佐を拝命いたしました渡邊聡と申します。よろしくお願いいたします。

○前岡和憲障がい福祉課課長補佐 失礼します。障がい福祉課課長補佐を拝命しました前岡和憲です。よろしくお願いいたします。

○竹内 大保険年金課課長補佐 失礼いたします。保険年金課課長補佐を拝命いたしました竹内大と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○蔵増祐子福祉部長 異動の自己紹介につきましては以上でございます。それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にいただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部の説明をお願いします。山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。そういたしますと、議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算の所管に属する部分ということで説明をさせていただきます。説明には事業別概要書、こちらのほう使って説明をさせていただきます。概要書 17 ページまず上段

でございます。レーク大樹等温泉供給施設管理事業費でございます。事業の概要でございますが、鳥取市が所有しております温泉の維持管理しております鳥取市金沢地内にあります源泉ポンプ、これはレーク大樹に温泉水を配湯するための設備でございますが、今年の 3 月の定期点検の際に、そのポンプ施設でありますバルブセット、これが老朽化により異常があるということが点検で判明いたしました。その取換え修繕を行うための費用ということで、消費税込みで 27 万を計上させていただきます。この財源につきましては、レーク大樹から徴収をしております温泉使用料、これを財源として充てる予定でございます。

続きまして同じく 17 ページ下段、災害援護費でございます。こちらにつきましては、令和 5 年 8 月 15 日の台風第 7 号により行方不明となっておられた方の利害関係人の方の希望により危難失踪、特別失踪の手続を進めることとなりました。これに伴いまして裁判所の審判確定をもって、いわゆる死亡とみなすということが確定をいたしますので、災害弔慰金の支給をしようとするものでございます。なお、この特別失踪というものはいわゆる戦争に行っていたとか、船舶の事故で行方が分からない、あるいはこういった自然災害によりいわゆる失踪になった場合は普通失踪であれば 7 年経過でないとできませんが、この特別失踪の場合は 1 年を経過すれば失踪の申立てができるということで事業の内容のところに少し記載をしております。

その利害関係人さんの申出により令和 7 年 3 月 17 日に、まず、届出期間を満了、今年の 3 月 17 日を届出期間満了日とした失踪に関する届出の催告を裁判所が行っております。その後 3 月 19 日に審判が決定し、5 月 10 日に審判が確定をしております。このことにより、御遺族の方が利害関係人の方が既に戸籍のほうの届出も済まされて死亡とみなされるというようなことが審判というか、決定をしております。これに伴いまして令和 5 年 8 月 15 日の台風 7 号により亡くなられたということが判断をもって、この災害弔慰金を支給しようとするものでございます。

なお、財源につきましては記載のとおり、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、本市の負担が 4 分の 1 ということで合計 250 万円の弔慰金を支給しようとするものでございます。地域福祉課については以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。続きまして同じく事業別概要の 18 ページ上段を御覧ください。社会福祉施設改修事業費でございます。補正額は 261 万 2,000 円です。これは介護老人保健施設やすらぎの厨房内の送風機を改修する経費となります。令和 7 年 3 月に指定管理者であります社会福祉法人あすなろ会のほうから、設備の状態について報告がありまして、改修が必要であることが分かったものでございます。

現在やすらぎの厨房内には吸気ファンが 1 基、排気ファンが 4 基の 5 基を設置しておりますが、昨年 6 月頃から経年劣化により一部のファンが故障し始めまして、その都度必要な修繕等を行って対応してきたところでございますが、この設備、この施設が開設した平成 4 年からずっと使っているものでして、30 年以上経過しております。ですので、修繕に当たりまして部品の調達ができないものでございますので、このたび、機器の全部を交換する改修を行うこととしたものでございます。工期につきましては 2 週間程度を要するというところで議決をいただきました後、改修にかかりたいと思っているところです。

続きまして債務負担行為について御説明いたします。事業別概要は 44 ページになります。併せまして資料 1 福祉保健委員会資料 6 月補正専決処分繰越明許費計算書という資料の 7 ページを併せて御覧ください。資料 1 の 7 ページのほうを説明させていただきたいと思います。このたび債務負担行為を設定する事業ですけども、先ほど補正予算と同じ施設になります老健やすらぎの高圧受発電設備を更新する事業となります。はい。この設備につきましても同じく開設から 30 年以上稼働しているものとなっております。資料 1 の 4 のところに主な電気設備更新の目安として記載をしておりますが、長いものでも 20 年が更新推奨時期ということで、この設備を構成する全ての機器が更新寿命を大幅に超過している状態でございます。

現在は定期点検等行っておりますので、正常に稼働しておりますが、機器が経年劣化しておりますので、定期点検を実施している中国電気保安協会のほうからも早期に更新するように指摘を受けているところでございます。ですので、適切な施設運営に支障が生じる恐れがあることから、このたび、更新を行うことといたしました。1 のところに現在の外観ですけども、キューピクルの写真をつけておりまして、この老朽化と塩害等がありますので、腐食が見られる状態になっているところです。

2 の工事費につきましては、高圧受発電設備工事費としまして 1,045 万円、仮設電源に係る工事としまして 528 万円の合計 1,573 万円となっております。事業別概要のほうを見ていただきたいんですが、44 ページの事業別概要のほうに財源を記載しております。財源としましては、起債が 870 万、その他の財源としまして 600 万、一般財源が 103 万円となっているところです。この財源のうち、その他の財源ですけども、この事業別概要の事業内容のところに記載しておりますが、大規模修繕指定管理者積立て分固定納付金というものになります。この納付金ですけども、老健やすらぎの修繕の財源とするために、指定管理者が毎年市に 600 万円を納入していただいておりますので、これを積立てております。ですので、今回の更新の工事のほうに今回財源として活用をさせていただくというものになっております。

今後のスケジュールになりますけれども、今後の取組のところに記載しておりますが、この事業は令和 7 年度～8 年度までを 2 年間期間としておりまして、議決後の 7 月～8 月に入札と契約を行いますけれども、電気設備の機器等が受注発注となりますので、調達まで早くても約 6 か月、期間を見込む必要がありますので、来年の令和 8 年 4 月～5 月に着工をいたしまして、夜間工事を行って完了するという予定にしております。適正な工期を確保するために債務負担を設定しているものでございます。長寿社会課のほうからの説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。それでは生活福祉課の事業について御説明いたします。事業別概要は 20 ページ上段の低所得者等への光熱費助成事業費、生活保護受給世帯分になります。鳥取県は、令和 7 年度当初予算にて今後も物価高騰が継続するとして、県・市合わせて 1 世帯当たり 7,000 円を助成する内容の支援策を定め、このたび 6 月補正予算には米価を中心とする物価高騰分を考慮して、県・市合わせて 1 世帯当たり 8,000 円を助成する内容の支援策を予算計上されております。鳥取県においては、市町村が物価高騰が継続するとして経済的な支援を実施する場合、いつでも補助率 2 分の 1 とする家計負担激変緩和対策事業として

実施することから、本市としましても県と協調して事業を実施することで、物価高による影響が大きい生活保護世帯の方の生活への影響を緩和したいと考えているところでございます。

事業の内容としましては、病院または社会福祉施設に入院または入所していない世帯に対し、1 世帯当たり 7,000 円と 8,000 円を合わせた合計 1 万 5,000 円を助成するもので、世帯数としては 7 月 1 日を基準日として 1,950 世帯を見込んでおります。事業費としましては、助成額の 2,925 万円に郵送料などの事務費を加えまして合計 2,979 万 5,000 円。財源としましては、助成額の 2,925 万円の 2 分の 1 である 1,462 万 5,000 円に鳥取県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用し、残りは一般財源となります。今後のスケジュールですが、6 月定例市議会にて御承認いただければ早急に事務作業に入りまして、7 月末から生活保護世帯の方への助成を行いたいと考えているところでございます。

引き続きまして同じ 20 ページ下段、生活保護事務費でございます。こちらは全額生活保護システムの改修経費でございます。事業の内容としては、被保護者調査の調査項目の変更と、令和 7 年度の生活扶助基準、生活扶助とは食費や光熱費相当分として給付される扶助ですが、この生活扶助基準の改定に伴うシステム改修でございます。生活扶助基準につきましては、現在臨時的・特例的な対応が行われておりますが、一定期間が経過し、その後も物価高騰が続いていることなどを勘案して、当面、令和 7 年度と 8 年度の 2 年間、臨時的・特例的な対応としまして、令和元年当時の消費実態の水準に 1 人当たり月額 1,500 円を特例的に加算することになったものでございます。財源としましては、システム改修経費 228 万 8,000 円の 2 分の 1 である 114 万 4,000 円が国費で残りは一般財源となります。

今後のスケジュールですが、こちら 6 月定例市議会にて御承認いただければ、特に生活扶助の特例的な加算につきましては本年 10 月から実施するため、確実に実施できるよう、速やかにシステム改修を行いたいと考えているところでございます。生活福祉課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 障がい福祉課枡谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る 6 月補正予算について御説明をいたします。事業別概要書、少し戻っていただきまして 18 ページの下段を御覧ください。低所得者等への光熱費助成事業費、特別障害者手当等受給世帯分になります。こちらにつきましては、事業の経過、背景、目的等は先ほど生活福祉課より説明のありました生活保護受給世帯分と同様でして、特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当、また、特別児童扶養手当の各手当の受給世帯のうちの生活保護世帯と児童手当受給世帯を除きまして、そちらの住民税非課税世帯に対する助成でございます。1 世帯当たり 1 万 5,000 円を助成させていただくものになります。

対象世帯は合計で 250 世帯を見込んでおります。補正額は助成額合計の 375 万円に加えて、郵送料等の事務費 7 万 4,000 円を加えました 382 万 4,000 円、うち、187 万 5,000 円は県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用する予定としております。

続きまして事業別概要書 19 ページ上段を御覧ください。障がい児・者地域生活体験事業費でございます。こちらにつきましては、在宅などで生活しておられる障がいのある方、こういっ

た方が自立して地域生活を営んでいくために試行的に一人暮らしを体験できる生活体験ホームというものがございます。この生活体験ホームの運営を県と協調して支援する事業になります。補助単価は県で設定をしております、県と市で 2 分の 1 ずつの助成を行っているものでございます。この 4 月から補助基準単価が引き上げられまして、運営部分につきましては日額 4,270 円から 8,700 円に、また、家賃部分につきましては 33 万円から 34 万円となりましたので、必要な予算の増額、49 万 5,000 円の増額をお願いするものになります。うち、半分の 24 万 7,000 円は県からの補助金となります。

続きまして事業別概要書 19 ページの下段を御覧ください。社会福祉施設等施設整備事業費でございます。こちらにつきましては、障がいのある方が居住または日中活動の場として利用する施設、例えばグループホーム、B 型作業所、放課後等デイサービス事業所などの障害福祉サービス事業所、または入所系の障害者支援施設、こういったものがありますが、これらの施設の設置、修繕等行う事業者について、国庫補助制度を活用しましてこの設置等行う事業者に対して助成を行うものになります。補助率は国の基準額を上限としておりまして、国が 2 分の 1、市が 4 分の 1、合わせて 4 分の 3 を支援するものになります。

今回予算計上させていただいておりますのは、放課後等デイサービスを併設します生活介護事業所の改築整備事業、予算額は 1 億 4,810 万 7,000 円、もう 1 つは共同生活援助事業所、いわゆるグループホームになります。こちらの整備事業、予算額は 8,907 万 5,000 円、合わせて 2 億 3,718 万 2,000 円となります。うち、1 億 5,783 万 8,000 円につきましては、国の社会福祉施設等施設整備費補助金と、また、同じく国の次世代育成支援対策事業費、こちららを活用する予定としております。

なお、本件につきましては 4 月に国へ協議書類を提出しておりまして、現在個別協議を行っているところでございますが、例年 6 月中には採択の結果が届くスケジュールとなっております。今週、来週辺りには採択の結果が判明するものと考えております。それでは以上で議案第 82 号一般会計補正予算の福祉部の説明を終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで。

議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは次の議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について、執行部の説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。私のほうからは議案第 85 号令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算について説明をさせていただきます。資料は事業別概要の 49 ページ上段を御覧ください。後期高齢者医療制度における資格確認書の交付につきましては国からの通知により、令和 7 年 8 月の年次更新までの暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を職権で交付することとなっております。

た。そのため、令和 7 年 8 月の年次更新からは被保険者がマイナ保険証をお持ちでない場合は資格確認書を特定記録郵便で送付をし、マイナ保険証をお持ちの場合は資格情報のお知らせを普通郵便で送付することとしておりましたが、令和 7 年 4 月 3 日付の厚労省からの通知によりまして、この暫定運用期間を令和 8 年 8 月の年次更新まで 1 年間延長することとなり、被保険者全員に資格確認書を特定記録郵便で送付する必要があります。郵送代の増額をお願いするものです。補正額としましては 356 万円、財源は後期高齢者事業負担金です。説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。それではなしということで。

議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** 次に議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。それでは議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認について御説明いたします。初めに長寿社会課所管の部分について報告いたします。資料 1 の 10 ページを御覧ください。2 段目の市債についてです。これは主な内容のところに記載しておりますが、社会福祉施設整備事業債（行政改革推進債）になります。歳入予算から 770 万円を減額する補正予算となります。この社会福祉施設整備事業債ですが、次の 11 ページの歳出予算のところの上から 4 つ目の社会福祉施設整備費の財源に充てていたものでございますので、歳出予算につきましては同額の 770 万円につきまして、財源のほう、地方債から一般財源のほうに財源更正をしております。

続いて歳出予算の 1 個飛ばして、その下の老人福祉費の過年度分国県支出金等返還金になります。これは鳥取県介護保険事業費補助金の額確定に伴う返還金でございますが、この補助金は生計困難者の介護サービス費等の負担軽減を行う社会福祉法人に対する補助金となります。この補助金につきまして、令和 5 年度に交付された補助金について、令和 7 年 3 月 30 日付で県から額の確定通知を受け、15 万 4,000 円の交付金の超過額が生じたので、補正予算を専決処分したものとします。長寿社会課については以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 枅谷課長。

○**枅谷承文障がい福祉課長** 障がい福祉課枅谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る専決補正予算について御説明します。委員会資料によりまして説明をさせていただきます。先ほどと同じ、委員会資料 1 の 11 ページを御覧ください。民生費の児童福祉費の児童福祉総務費、過年度分の国県負担金返還金になります。こちらは令和 4 年度からの繰越事業も含めまして令和 5 年度に実施したものになりますが、こどもの安全安心対策事業、こちらの事業に係るものになります。この事業は障害者通所支援事業所に対しまして送迎用バスの置き去り防止装置の設置ですとか、登校管理システムの導入などを国の財源を活用して支援をした事業者に対して支援をしたものになります。本年 3 月 16 日付で国より交付額の額確定通知がなされたことによりまして、過支給額の 31 万 5,000 円を専決補正予算により計上し、国に返還をさせていただいたものになります。障がい福祉課は以上です。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。では、保険年金課の所管の内容について説明をさせていただきます。資料は同じ資料の 10 ページを御覧ください。歳入ですが、上段のほうの県補助金についてです。これは特別医療費助成制度のうち、県との協調事業として実施している事業について、特別医療費補助金として県からいただいているものです。この県補助金は特別医療助成の対象となる方が高額療養に該当される場合には、特別医療助成費の中に高額療養費も含まれているため、特別医療助成費から高額療養費返還金を除いた額の 2 分の 1 が歳入として鳥取市のほうにいただくこととなっております。

このたび県補助金を増額となったのは、高額療養費返還金が当初で見込んでいた額よりも少なかったためです。右側の主な内容等を書いておりますが、重度障害者医療助成費、これが 891 万 6,000 円の増、ひとり親家庭医療助成費が 126 万 6,000 円の増、合わせて 1,018 万 2,000 円の増となっております。

続いて 11 ページ、歳出のほうの説明をさせていただきます。目が身体障害者福祉費の重度障害者医療助成の扶助費について、令和 7 年 2 月及び 3 月支払分が見込み額を超える額となったため、不足額の 402 万 5,000 円を専決処分させていただきました。次に目で母子福祉費のひとり親家庭医療助成費の扶助費についても、同様に令和 7 年 2 月及び 3 月支払分が見込み額を超える額となったため、不足額の 85 万 4,000 円を専決処分させていただいたものです。

なお、これらの財源内訳の国県支出金については、先ほど歳入のほうで説明をさせていただきました県補助金を充当し、差額を一般財源のほうで減額をしております。福祉部の専決処分事項の報告について説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。それではなしということで。それでは次に入ります。

報告

報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分

◆勝田鮮二委員長 引き続きまして、報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内です。そういたしますと報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についてということで御報告をさせていただきます。この報告第 7 号は令和 6 年度鳥取市一般会計予算のうち、繰越明許費に係る予算を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。すみません。最初に言い忘れました。附議案の 47 ページに記載してある内容でございます。失礼いたしました。

説明につきましては、本日、委員会資料としてお配りしております資料 1 の最終ページ、12 ページになります。こちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。この 12 ページのまず下段にあります住民税非課税世帯物価高騰対策給付金事業でございます。この事業は令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定いたしました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対

策に呼応いたしまして、令和 7 年 1 月に臨時議会を開催していただき、予算を認めていただいたものでございます。そのときの予算額は 7 億 2,924 万 1,000 円でございます。その後、至急事務を進めてまいりましたが、いかんせん 1 月に事務がスタートしたということで、周知期間であるとか申請の期間というものを延長する必要もあり、2 月議会で繰越明許の承認をいただいております。そのときに承認いただいた額は 7,531 万 6,000 円でございます。その後、実際に支給準備を進めまして、最終的には給付費本体であるところの、いわゆる扶助費部分が、繰越額が 6,224 万円、事務費に係る部分が 411 万 5,720 円ということで確定いたしまして、このたび繰越額合わせて 6,633 万 5,720 円ということで報告をさせていただくものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。続きまして長寿社会課所管の部分につきまして報告いたします。同じく資料 1 の 12 ページ 1 段目の事業になります。事業名は地域医療介護総合確保事業補助金です。令和 6 年 2 月の議会で御承認いただいた額と同額の 1 億 8,110 万 7,000 円を繰り越しております。この事業は介護事業者等が行う施設整備や開設準備の経費に対する補助金となります。令和 6 年度は県からの内示が 11 月であったために、事業者が行う工事等の適正工期を確保するために令和 7 年度に予算を繰り越したものとなっております。福祉部所管の繰越明許費の説明については以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。なしで。

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分

◆勝田鮮二委員長 それでは次に引き続きまして、報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。私のほうからは報告第 11 号放棄した債権の報告について説明をさせていただきます。附議案は 69～71 ページとなりますが、説明資料としましてはお配りしている資料 2 の 2 ページを御覧ください。国民健康保険高額療養費貸付金についてです。資料のほうで概要というところを書かせていただいておりますが、国民健康保険高額療養費貸付金は、保険料の未納があるために限度額適用認定書の交付を受けることができない被保険者が入院等により高額な医療費の自己負担が発生した場合に、一時的な負担を軽減するために設けている制度です。

債権者の多くが貸付金の返済が困難な生活困窮者の方であり、貸付け後に生活保護の適用を受けられる方や、破産により資力回復が見込めない方などが存在しておりまして、過年度の債権回収が困難な状況が生じております。

債権の種類としましては私債権で、時効期間は 10 年です。この 10 年ですが、令和 2 年 4 月 1 日に民法の一部改正がありまして、改正後の時効は 5 年となっておりますが、今回報告させていただく案件は改正前の債権ですので 10 年としております。根拠法令等は鳥取市国民健康保険料高額療養費貸付規則、納付義務者は国民健康保険被保険者です。債権放棄の内容ですけれども、高額療養費貸付金の滞納金については、催告書の送付はもとより、資力調査や相続人調

査などを行いまして、債権管理・回収に努めているところです。本件については消滅時効に係る時効期間が満了した方で、資力回復の見込みがなく回収が困難と認められたために、鳥取市債権管理条例第7条第1項の規定により債権放棄を行ったものです。詳細につきましては3ページに記載しておりますので、こちらのほうで御覧いただきたいと思います。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 保険料の未納があるために限度額適用認定書の交付を受けることができないという規定をしているのは、国の制度がそういうふうになっているのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。これにつきましては、国の制度としてそういう滞納がある方について限度額の適用認定書が交付できないということになっています。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 私も勉強不足だった。どの程度の保険料の未納とか、何かそういう細かい規定はありますか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。岩永議員さん、すみません。もう一度質問をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 保険料の未納っていうのは、例えば1年以上とか、どの程度の未納があればという規定がありますか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。すみません。ちょっと確認をさせてください。お答えします。

◆勝田鮮二委員長 時間かかりますか。少しね。じゃあ、別の質疑、岩永委員。

◆岩永安子委員 具体的に2人の方の、今回、放棄ということなんですが、ということはもっとたくさん保険料未納で高額療養費限度額超えた部分が返せないということで、未納がどれくらいある、何人なのか、金額なのか分かりませんが、そういうのが分かりますか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。すみません。岩永議員さん、今の御質問は何人という答え方なのか、債権の総額ということでよろしいのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かる形でいいです。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 度々すみません。ちょっと確認をしておりますので、もう少しお時間をください。

◆勝田鮮二委員長 それでは少し時間がかかるようですので、そのほか質疑ございますか。もう質疑はないようですので、少し休憩挟みますか。トイレ休憩も含めて。再開は11時15分で。ちょっと休憩します。

午前 11 時 9 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

◆勝田鮮二委員長 再開します。それでは先ほどの質疑に対してもう少し時間がかかるようでございますので、次のその他報告のほうに最初いかせていただきましょうか。

その他の報告

金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業の廃止について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして、その他報告として金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業の廃止についての説明をお願いします。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。では、同じく資料 2 の 4 ページからが説明資料となります。4 ページを御覧ください。金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業の廃止について御説明いたします。この事業の在り方につきましては、事業実施に御協力をいただいています地区社会福祉協議会と協議をしましてまいりました。このたび事業の廃止に向けて取り組むことについて御了承いただきましたので、これまでの検討経過ですとか、今後の取組等につきまして、この委員会で報告をさせていただきたいと思います。

この事業はこれまで高齢者を敬愛し健康寿命を祝うことを目的としまして、鳥取市社会福祉協議会と連携して実施してまいりました。ただし、事業の実施に当たりまして婚姻期間が御本人に確認しないと分からないということから、御本人から市へ直接申込みをしていただいたりしていますが、多くは地区社会福祉協議会にお願いいたしまして、該当となる方を調査をしていただいて実施してまいったところです。これまでもこの事業の在り方につきましては御意見をいただいております、該当者把握時の個人情報の保護の観点からの対応を求められたりですとか、事業に御協力をいただいております地区社会福祉協議会の負担軽減といった課題があるということ、さらに近年は婚姻に関する価値観の多様化といった時代背景などの点から、事業の見直し等につきまして御意見をいただいております。

こうしたことがありまして、このたび事業の廃止を含めまして検討を進めてまいったところでございます。最近の事業の実施状況をつけておりますけれども、式典につきましては平成 29 年頃から出席者、参加率が 5 割にいかない状況が長く続いておりました。そうした状況の中で新型コロナウイルスの感染症がありまして、この影響から式典につきましては令和 2 年度以降は開催しておりません。記念品と祝詞のお渡しのみをしている事業となっております。近年は 500 組を超える方に記念品等をお贈りしております、例えば令和 6 年度につきましては煎餅とか、お茶といった 1,000 円程度のものを記念品として祝詞と併せて郵送させていただいたり、地区社会福祉協議会の皆さんで手渡しをされたりといった形でお渡ししているところでございます。

1 のところに検討経過を記載しておりますけれども、令和 5 年 12 月に地区社会福祉協議会の連絡会で事業の廃止について御説明をさせていただきました。このときは説明不足ということ

で再度、検討をということで再検討ということになりました。併せまして、式典の開催をしないということについては御了承をいただいたところになっております。この令和5年12月の連絡会での御意見を踏まえまして、令和6年度検討するための資料といたしまして、地区社協ですとか、市の公式LINEでアンケート調査を実施したところでございます。この5ページ以降にアンケート調査の結果を記載しております。先にこちらの結果の概要を説明させていただきたいと思います。

まず、5ページですけれども、地区社協のアンケート調査の結果になります。41の地区に対してアンケートを行いまして、25地区から回答をいただきました。結果としましては、多い順で①の現状のまま継続するというのが12地区、それから③の廃止することに賛成が7地区、②の内容手続を見直して継続するが3地区、④と⑤のその他など併せまして3地区といった回答となっております。①の現状のまま継続という回答が最も多くはなっているんですけども、②の回答ですとか、④の回答を選択された方の自由記載を見ますと、廃止するというような御意見が書いてあるということで、①以外の方でも廃止することについては一定の条件を踏まえれば廃止してもいいというような意見をいただいているところでございます。

続いて（2）の6ページ以降が市の公式LINEでのアンケート結果となります。746人の方から回答をいただきました。金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業についてどう思われますかという問いに対しまして、1のいい事業だと思うという回答が297名で最も多くなっているんですけども、2の夫婦そろってと限るのはおかしいと思うや、3の身内でお祝いするのが望ましいといった意見の方を合わせますと299名と、こちらのほうが多くなっているというところと、その他を選択された56名の方の自由記載を掲載しておりますが、この中にも必要ないですとか、結婚に関してのお祝いは事業としてする必要ないですとか、あと、市の事業としてやらなくてもいい、税金の無駄遣いといったような事業を、見直しを求める御意見が多く記載されているという結果でした。

こうした結果を基に、4ページに検討経過のところに記載しておりますが、令和7年2月の地区社協連絡会において、本市より事業を終了したい旨の説明を行いまして、事業廃止に向けて取り組むことについて御了承をいただいたところでございます。この御了承をいただく際に、市民及び関係者に周知を図るよう御意見をいただいております。令和7年度の事業の実施において町内会に配布します回覧文書ですとか、市報で令和8年度以降、事業廃止することについて周知を図りながら皆さんの御理解をいただけるように取り組み、進めていきたいと考えているところでございます。説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 アンケートとか、LINEとかでは存続を望む声が多いようには感じますが、社会福祉協議会なり地区社協が了承をされているという状況であります。あと、聞きたいのは祝賀会という形は確かにコロナのときはしてなかったし、ただ、記念品と祝詞は渡されておったという、この辺ももう完全にやめられるのかどうかということと、あと、LINEのアンケートで、特に2番がちょっと気になったんですけども、金婚・ダイヤモンド婚祝賀会についてどう思われるか、夫婦そろって限るのはおかしいということは、今、LGBTQとか、バイセ

クシャルパートナーとかという、いろんな結婚といいますか、在り方が変わってきておる中の意見なんかなと思っておりますが、この辺の分析というのはどうされているのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。このたびの金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業の廃止につきましては、式典、それから記念品の贈呈等含めて全てを廃止するという内容でございます。それから、このLINEアンケートの2の夫婦そろってと限るのはおかしいという御意見につきましては、やはり議員おっしゃられるとおり、結婚に対する価値観が多様化しているというところの表れかなというふうには思っているところでございます。このLINEのアンケートの選択肢としまして、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会とのアンケートの設問項目を少し変えております。というのが、廃止についてLINEアンケートで聞くのではなく、この事業についてどのように考えるかというところをお尋ねしようと思ひまして、こういった廃止という選択肢を設けずに、こういうふうに夫婦そろって限るのはおかしいというような設問にさせていただいたところでございます。

併せまして、市では敬老事業としまして、そのほか地域での敬老会などに補助金を出して助成をしているところでございますので、こういったところであれば、対象者の方は御夫婦でなくても御参加いただけるのかなといったようなところでのお考えも含まれているのかなというふうに思っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 分かりました。私も結婚して41年になりますので、あと9年で楽しみだなあとはちょっと思っておりましたけれども、夫婦そろってということもあれですが、この鳥取市だけ、それは、市は市でいいんですけど、このほかの境港、倉吉、米子の辺りの状況というのはどのような状況なのか、ちょっと教えていただければと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。金婚・ダイヤモンド婚につきまして、以前、県内の自治体の確認をしておるところなんですが、まず、当時は式典についての確認をさせていただいておりまして、米子と倉吉市はされてないということで、あと、境港市さんにつきましては、市が主催する功労者表彰の際に一緒にお祝いしているというような回答をいただいているような形になっております。ですので、事業単独ではなく、ほかの事業と組み合わせられているというような回答をいただいております。

あと、松江市のほうにも確認しておりまして実施していないということです。それで、米子市につきましては、こういった金婚・ダイヤモンド婚というのを事業実施されていないというところもちょうと確認をさせていただいております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほか、ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 令和7年度は事業を実施するので、そのときに町内会やなんか協力して名簿をそろえたりとかね、そういうことを協力しているんですけど、そのときにいろいろ周知もちゃんとしていただけるということだというふうに理解したらいいですね。やっぱり丁寧にそこら

辺がされないといけないんじゃないかなというふうに思いますので。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。周知につきましては地区社会福祉協議会のほうからも御意見をいただいておりますので、連絡会等で町内会での配布文書ですとかをお渡しします。その際に、丁寧に御説明させていただいて御協力のほうをお願いしたいと考えております。併せて、市報等でも掲載をして周知を図っていきたいと考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 内容はよく理解できますし、初めこの説明不足だったというところをアンケート等されながら、しっかりこの説明されているところについては評価したいと思いますし、お聞きしていてよく理解できました。ここの最初のところにあります目的というのが、高齢者を敬愛し、健康長寿を祝うことを目的とし、とありますので、やはり多くの市民の方は先ほど西尾委員の言われたように、楽しみにしている方とか、張り切ってそこを目指している方とかも中にはあるかもしれませんし、そういう意味ではやっぱり事前の周知面が重要かなと思います。

1つ質問なんですけども、これはやはり町内会というのが主体といいますか、されてその町内会入っていらっしゃらない方はどのような形だったんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。やはり地区社会協議会のほうの皆さんに事業に協力をいただいておりますので、町内会に加入しておられない方は、どうしても把握できないようなやり方が主ではありますけれども、直接市報等に掲載いたしまして、そういった町内会に入っておられる方、おられない方も限らず、御本人からの申込みも受け付けております。ですので、これまで町内会に入られていない方でも市報等見られたり、あと、何か活動の中でこういったことがあるよということをお知りになられて、市のほうに直接申込みをされているという方もおられているというふうに考えているところです。以上です。

◆平野真理子委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 説明ありがとうございます。確認なんですけども、これから地域に対して丁寧な説明をしていかれるという中なんですけども、この金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を廃止する理由というところはどのような理由で説明をされていかれますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この廃止につきましては、こういった多くのアンケート調査等を基に、地区社会福祉協議会の皆様には御説明をさせていただいたところなんですけれども、やはり今後、高齢者人口が増えてくる中で、様々な施策を見直していかなければいけない時期に来ているというふうには考えております。ただ、こういったお祝い事業に対するアンケートを取りましても、見直しをする意見が多いというところを御理解いただいて、説明をしていくことになるのかなというふうには思っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 アンケートでいいですよ、5ページのほうでも書いてありますように、③の現状のまま継続するというところが、回答25分の12が継続したいというところがあります。それから、②のほうで内容、手続を見直して継続するとあるところが3あります。ここで15の何かの形で継続というところが入っているところなんですけども、そのほかは廃止するところに賛成というところは7もあつたりもするんですが、アンケートだけで見ると、この民意といいますか、社会的な判断とすれば継続というふうに捉えられるんですけども、そこを先ほどの説明の中で皆さんが協力してくださったというふうな説明だったんですけども、そもそもこれは鳥取市が廃止したいというふうな発想があつたものなののでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この事業につきましては、以前から事業に対して、式典をしているときは式典に参加できない方への配慮といいますか、そういったところでの公平性がどうなのかなというところでの課題を御指摘いただいたりしている中で、参加率が低いということで事業のほう、式典のほうを開催しないということにさせていただいたりですとか、あと、今回新たにアンケートを取らせていただいているんですけども、以前は老人クラブの皆様とかにもアンケートを取らせていただいております、そういった中でも事業に対して疑問を感じるような御意見があつたということで、市としましては、これまでもこの事業の廃止につきましては検討を進めてまいりました。

近年の結婚に対する価値観の違いですとか、そういった説明いたしましたとおり、個人情報の保護の観点ですとか、ちょっと課題のほうも対応できないような状況がありますので、市としましては廃止をしたいという考えで社会福祉協議会さんのほうには御説明をさせていただいたところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 分かりました。ぜひ、その辺りを丁寧に説明をしていただきたいと思います。これ私、思ったんですけども、この質問の自由意見などを見ますとかなりショックを受けまして、その内容は、今まで普通に、私は田舎育ちなわけですから、この会にもスタッフとして出たりとか、そのときの参加される方やそこに付き添われる方、いろいろな方の暖かい姿っていうのを見てきたんですね。そういう光景と、ここのアンケートの自由記載の中とを見るとあまりにもギャップが激しくて、すごくショックを受けたのが私の正直なところでした。けれども、普通の人っていうのは、やはり長く生きてよかったねとか、結婚されておしどり夫婦という言葉があるように、仲良いつていうことはいいですよって素直に喜んで、素直に祝ってあげたいという気持ちが普通はあると思うんです。ところが、ずっと見ていると、説明いっぱいするんですけども、何かしらその反対のほうの意見や、いろんな社会の多様性とか、個人化とか、そういうものだけを固めていって何かやめていくような感じを見たときに、申し訳ないですけど、この鳥取市っていうのは、人の幸せっていうものを素直に喜ばない。これを次の世代の子供たちに見せたときに、いいですよ、これ小学校とか、中学生に見せたら、どう判断するのでしょうか。本当にこれを、その人の育んで郷土愛をと言ってる教育の反面、こういったものを

子供たちに見せてみたら、どんな反応をするんだろうと思って、ちょっとかなりショックを受けたところです。

なので、これはあくまで個人的な意見なんですが、やはりこういうふうに私が違和感を感じるってことは、違和感を感じられる市民の方も多くいると思います。なので、これをやめていくに当たっては、ぜひとも祝う気持ちはありつつもじゃないんですけど、やっぱり住民に対して優しいまち、人の幸せを祝いたいまちっていう部分は残しつつ、こういう理由でやめますよというふうな形で、ちょっとこのままいけば、鳥取市、何かすごい市だねって言って周りから言われそうな気がするぐらいちょっと恥ずかしいような思いもしたものですから、ちょっとここは強気で、声でしゃべってますけど、くれぐれも御無事でっていうわけじゃないんですが、違う反感をもらわないような、そういう市民に対する説明っていうものをやっていていただきたいと思います。これ意見です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 ありがとうございます。長寿社会課松本です。今回、金婚・ダイヤモンド婚の廃止について御説明させていただいたところですが、市としましては敬老事業としまして、これまでも同様にですけれども、100 歳以上の方への到達の記念品といいますか、お祝いの品とか、国から銀杯が届いたり、祝辞が届きます。そういったことをお渡しする際に、市からの記念品として一緒にお渡しして長寿をお祝いしたりする事業ですとか、あと、先ほど申しましたように、敬老会などの実施に係る補助金につきまして社会福祉協議会を通して地区社会福祉協議会さんのほうに出させていただいてまして、毎年、地域の方、75 歳以上の方を、敬老を祝ってお祝い事等されている、記念品等を送られているという事業をしております。

併せて敬老会に参加される方は、在宅で過ごされる方ということになりますので、施設に入所しておられる 75 歳以上の方にも記念品をお送りしたりといったような長寿を祝う事業ですね、幅広くさせていただいておりますので、今後も高齢者の長寿を祝ったり、健康増進につながるような事業、取り組んでいきたいと思いますので御理解いただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実議員。

◆岡田 実委員 ぜひよろしくをお願いします。敬老会なんですけども、先日、勝田委員長さんと私と敬老会 3 地区も出たんですけど、やっぱり出席率も減ってきているのも事実です。けれども、やっぱりそこで皆さんが祝っているのも事実ですし、なので、その辺りずっと敬老会についても継続するなり、やはり長寿の方、御高齢の方っていうことを大切にしていこうまちであっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。

◆岡田 実委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 では、そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。感情論は抜きにして数字のことを確認させてください。アンケートを地区社会福祉協議会、全 41 つてなっていますけど、公民館 61、私の認識ではあると思うんですが、この 41 つていうのは社協を結成されてる地区っていうところでもいいのか。あと、

回答率は60.9%ということで、未回答の地域に対して何か勧奨というか、聞き取り等行ったか、まず、お聞きします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この41地区というのは、地区社会福祉協議会が構成されている地区ということになります。それから未回答の地域につきましては、回答について御協力をいただけるような声かけを直接はさせていただいておりません。ただ、アンケートをお願いするときは、連絡会のほうに出席させていただきまして、アンケートについて御協力をいただくようお願いをさせていただいたりですとか、あと、この地区社会福祉協議会の正副会長会というのがございまして、そういったところでアンケート御回答協力いただけるように働きかけをお願いしたりというようなところでさせていただいた結果ですが、60.9%の回答率であったということになります。

確かに、御回答いただいていない地区の方がどういった御意見なのかというところが分からない状況ではありますけれども、御回答いただいた方の御意見を尊重いたしまして、今回その結果のほう報告させていただいたところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。もう1点確認させていただきます。令和4年だったかもしれませんが、監査から指摘されたときの内容をもう一度教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。令和4年度の監査でのいただいた意見につきましては、概要とさせていただきますが、まず、その当時は、3年度のことににつきまして、例年実施している金婚・ダイヤモンド婚祝賀行事について市民から開催を疑問視する投書があったことを受けて、アンケートをしてきたというところ、先ほどから説明しておるところです。アンケートの実施は意義があったと、金婚やダイヤモンド婚を迎える方々への賛辞は当然であるが、昨今においては身体的理由により参加できない方への配慮、結婚にとらわれない価値観の増加など、時代背景を見て廃止する自治体も増えていると、市においても参加率が50%を下回っている状況を鑑み、今後も実施意向の調査を継続して行事の開催等、意見を聞き続けることが望ましいという御意見をいただいております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。お答えいただきました。最後意見です。このたび勝田委員長を筆頭に千葉県野田市に行政視察に行きました藏増部長も随行していただいたと思いますけれども、千葉県野田市の場合は、新婚生活支援事業ですかね、結婚の入り口のほうを支援するようなものを制度していたりします。今まで続いてきた事業を廃止つてなると、なかなか市民の理解も得にくかったり、担当の方の苦労もあると思いますので、事業を変えるであるとか、予算構成を変えるであるとか、何か分かりやすいような形で市民の方の幸せを応援するようなことを検討していただきたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですか。

◆加嶋辰史副委員長 はい。

◆勝田鮮二委員長 何かありますか。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。御意見ありがとうございます。こうして事業を見直しする中で、今後どうしても長寿社会課、高齢者の方対象の事業となりますので、高齢者の福祉事業のほう、必要な事業に活用できるように今後も見直していきたいと考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。この件に関しては、質疑は以上とします。そうしますと、先ほどの報告第 11 号の放棄した債権の報告についての質問に対して、池上次長お願いします。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。先ほど岩永委員のほうから御質問いただいた 2 点についてお答えさせていただきます。まず、1 点目で、限度額適用認定書の交付を受けることができない被保険者で保険料の未納があるということで、これについては期間等があるものではありませんで、国からの通知等にもよりまして、認定については、申請を行った時点で、その被保険者が属する世帯主、国保の場合は世帯主が保険料を支払っておりますので、世帯主に保険料の滞納がないことを確認できた場合に行うと。

ただし、特別な事情がある場合については、その事情を聞いてその判断をするということになっておりますので、原則は申請時点で滞納がある方については交付を行っていないということになります。もう 1 点の現在の債権で総額としましては 123 万 626 円です。件数としましては 34 件となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。国保ってセーフティーネットの大事な制度だというふうに思っております、保険料が未納がある。さっき滞納があった場合に、そういう該当の方に対してどういうふうに支払いができるのかとか、そういう多分話合いというか、していただいているんじゃないかなと思います。ただ、保険料の未納があるないというだけで高額療養費の、この限度額認定書につまり該当しないというのは、非常に残念だというふうに思いますし、1 つのお仕置きじゃないですけど、差別だなというふうに思います。それは私の意見ですけど。いろいろ調べていただきましてありがとうございます。そういう現状があるということ。それから、その滞納があった方に、期限に基づいて債権放棄という手続を今回されるということについては了解いたします。

◆勝田鮮二委員長 もう質疑はないということをお聞きしていますので、それでは以上でよろしいでしょうか。そのほか、何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆様は退席ください。

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案説明に入ります前に、竹内健康こども部長より挨拶いただき、その後、人事異動で異動された方に自己紹介をお願いしたいと思います。竹内健康こども部長。

○竹内一敏健康こども部長 健康こども部長竹内です。よろしくお願いします。それでは本定例会に提案しております健康こども部に係る案件、議案が 2 件、報告が 2 件、その他の報告 1 件について御説明をいたします。まず、議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算の内容としましては、低所得者等への光熱費助成に要する経費として 2,111 万 3,000 円、保育所緊急整備事業費補助の交付基準額の引上げに要する経費として 1,459 万 2,000 円、公衆浴場の省エネ改修補助に要する経費として 83 万 2,000 円など、総額で 3,744 万 9,000 円の増額補正を提案しております。

次に議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認については、3 月 31 日に専決処分としました令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算の報告をし、その承認を求めるものでございます。また、報告が 2 件、報告第 7 号繰越明許費繰越計算書については、総額で 1,446 万 9,000 円を翌年度、令和 7 年度に繰り越しましたので、この報告をするものであります。報告第 11 号は放棄した債権の報告について、母子父子寡婦福祉資金の債権放棄について報告するものでございます。以上の付議案報告のほかにその他の報告として 1 件、令和 7 年度新型コロナワクチン予防接種の自己負担金について報告をさせていただきます。詳細につきましては、担当課長、所長が説明いたしますのでよろしくお願いします。それでは異動した職員の自己紹介をさせていただきます。

○山根 径こども未来課課長補佐 失礼いたします。私は 4 月よりこども未来課課長補佐兼企画係長を拝命しました山根径と申します。よろしくお願いします。

○加藤敦子こども家庭センター所長補佐 同じく 4 月よりこども家庭センターの所長補佐を拝命しました加藤です。よろしくお願いします。

○中本恵保健総務課参事 失礼します。同じく 4 月より保健総務課参事を仰せつかりました中本と申します。よろしくお願いいたします。

○尾崎真奈美保健医療課課長補佐 同じく 4 月に保健医療課のほうの課長補佐となりました尾崎と申します。よろしくお願いいたします。

○門木淳子生活安全課長 同じく 4 月 1 日付で生活安全課長を拝命いたしました門木淳子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分について御説明させていただきます。まず、こど

も未来課分です。事業別概要書の 21 ページを御覧ください。21 ページ上の段です。低所得者等への光熱費助成事業費、児童扶養手当受給世帯分です。依然としてエネルギー価格や物価高騰が継続しており、低所得者世帯への家計への影響が大きいと見込まれることから、経済激支援を県の事業に呼応して実施するものです。県では令和 7 年度当初予算にて 1 世帯当たり 7,000 円を助成する支援策により予算化されており、また、このたびの 6 月議会で米価を中心とする物価高騰分として 1 世帯当たり 8,000 円を助成する予算を計上されています。

本市といたしましても県と協調して 1 世帯当たり 1 万 5,000 円を助成する予算を計上しております。対象者としてこども未来課では児童扶養手当受給世帯分として令和 7 年 7 月 1 日時点の児童扶養手当受給者として生活保護受給世帯を除く 1,382 世帯を見込んでおります。予算要求といたしまして、扶助費として 2,073 万円、事務経費の封筒印刷代、郵券料、振込手数料として 38 万 3,000 円、合計 2,111 万 3,000 円をこのたび計上しております。なお、財源内訳といたしまして扶助費の 2 分の 1 に当たる 1,036 万 5,000 円が県の家計負担激変緩和事業補助金、扶助費の 2 分の 1 及び事務費の合計 1,074 万 8,000 円が一般財源となっております。

なお、児童扶養手当受給者への支給としておりますので、申請は不要としており、議決後速やかに準備を進めて 7 月末には支給する予定としております。こども未来課、以上です。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。それでは幼児保育課の所管に係る部分を説明させていただきます。事業別概要書 21 ページ下段を御覧ください。保育所緊急整備事業費補助金でございます。こちらは令和 6 年度～7 年度の 2 か年事業として実施されておりますことにこども園の改築とのぞみ保育園の改築への補助につきまして、国の補助基準額の増額改定に伴い増額補正をさせていただくものでございます。さにこども園の改築につきましては、園舎が令和 7 年 3 月に完成し、4 月より新園舎での運営を開始されており、今年度は旧園舎の解体工事や外構工事などを行っております。補正予算額は 131 万 7,000 円の増額でございます。

また、のぞみ保育園の改築につきましては、園舎完成が令和 7 年 9 月、新園舎への引っ越しを 10 月、その後に旧園舎解体と外構工事を予定されております。補正予算額は 1,327 万 5,000 円の増額でございます。合わせまして 1,459 万 2,000 円を計上しており、財源の内訳につきましては、国庫補助金が 972 万 8,000 円、地方債が 480 万円、残り 6 万 4,000 円が一般財源となっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田でございます。事業別概要 22 ページはぐっていただいて上段を御覧ください。子育て支援短期利用事業費でございます。本事業は仕事、疾病、家庭の事情等により一時的に家庭での養育が困難なとき、その間の養育を頼れる支援者のない保護者を支援するため、宿泊、日帰り、夜間などの一時預かりを児童養護施設や里親に委託し、養育支援を行うものです。

補正予算の内容としましては、令和 7 年 4 月 3 日付こども家庭庁長官通知により本事業の財源となる子ども・子育て支援交付金交付要綱が改定となり、実施施設における専従職員の配置に要する費用の基準額が 649 万 7,000 円から 674 万 7,000 円に改定されたことに伴い、25 万円

の増額補正を計上するものです。財源内訳といたしましては、負担割合が国県市各 3 分の 1 で、国県支出金 16 万 6,000 円、一般財源 8 万 4,000 円となっております。

次に下段を御覧ください。妊娠・出産包括支援事業費でございます。本事業は体調不良や育児不安等がある生後 1 歳未満の乳児と母親を対象として宿泊型の母子ショートステイ、日帰り型の母子デイサービス及び訪問型の母子アウトリーチを行い、保健指導や育児相談、育児手技等のケアを病院や助産所施設等に委託して提供する産後ケア事業を行うものです。補正予算の内容としましては、実施施設 2 施設の新規参入に伴う産後ケア施設・設備整備事業補助金として補助対象事業費 264 万 3,000 円の 4 分の 1 に当たる 66 万 2,000 円の増額補正を計上するものです。財源内訳としましては、全額一般財源となっております。説明は以上となります。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 事業別概要書 23 ページを御覧ください。公衆浴場確保対策補助金について御説明をいたします。物価統制令により入浴料金の統制を受けている一般公衆浴場の経営の安定化を図るため、当初予算において対象浴場 4 浴場に対し、運営費への助成を行うこととしているところです。このたびの補正につきましては、対象浴場が行う省エネルギー対策のための施設整備に対して支援を行い、適切な管理運営の確保を図るものです。

事業内容ですけれども、2 浴場に対し、整備費の一部に助成を行う予定としております。具体的には合名会社元湯温泉において源泉ピストンポンプの整備により施設の省エネルギー化を図るものです。この整備に係る経費は 127 万 4,000 円で、本制度は 1 浴場当たり補助対象経費の上限が 200 万円、補助率が 2 分の 1 です。この事業に対する補助額は 63 万 7,000 円となります。

また、有限会社日乃丸温泉において温水ボイラー、熱交換器の整備により施設の省エネルギー化を図るものです。この整備に係る経費は 39 万円で、補助率 2 分の 1 の 19 万 5,000 円を計上しております。補正額合計は 83 万 2,000 円で全額一般財源です。健康こども部の所管に関する部分の説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。なしということで。

議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは次に議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。議案第 97 号専決処分事項の報告について御説明させていただきます。本日配布の福祉保健委員会説明資料の 8 ページになります。不妊治療費等助成事業費です。不妊治療費につきましては令和 4 年度より医療保険の対象となっておりますが、医療保険の対象とならない先進治療や医療保険適用回数を超えた場合の治療に関しましては自己負担となっており、県市で自己負担分について助成を行っております。令和 6 年度につきましては、12 月補正で増額させていただきましたが、医療保険適用から 2 年が経過をしたことや助成額を増額したことに伴って扶助費につきまして、県事業

の不妊治療費等支援事業費を 470 万円、市の上乗せ助成分の特定不妊治療費助成事業費 100 万円、合計 570 万円を増額させていただきました。こども未来課、以上です。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。それでは同じく福祉保健委員会説明資料の 7 ページを御覧ください。まず、民生費、児童福祉費、保育所費の市立保育園運営費でございます。こちらは市立ひかり保育園の空調設備の修繕に係る財源につきまして、一部充当予定であった行政改革推進債を一般財源に財源更正したものでございます。

次にその下の段の私立保育園運営施設助成費でございます。こちらは私立のさとにこども園、のぞみ保育園の改築と鳥取第一幼稚園の大規模修繕への補助に係る財源につきまして、先ほどと同様に一部充当予定であった行政改革推進債を一般財源に財源更正したものでございます。次のその下の段の保育園施設整備費でございます。こちらは市立のこじか園の給湯用熱源機更新と豊実・倉田保育園改築事業に係る財源につきまして、こちらも同様に一部充当予定であった行政改革推進債を一般財源に財源更正したものでございます。

最後に 8 ページを御覧ください。一番下の段でございます。教育費、教育総務費、私立学校振興費の子育てのための施設等利用給付費（私立幼稚園等）でございます。こちらは新制度未移行の私立幼稚園、認定こども園在籍の 1 号認定児童を対象とした預かり保育の利用における無償化に係る給付でございますが、2 月補正におきまして実績見込みによる減額補正を行っていましたが、実績額が見込みを上回ったため不足となった 5 万 9,000 円を専決補正させていただいたものでございます。幼児保育課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。同じく 8 ページの中段、予防費、感染症予防費でございます。これは令和 5 年度の結核予防対策事業費の国庫補助金を返還するに当たりまして不足が生じたためのものでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。委員会資料 7 ページのほうに戻っていただきまして、一番下の 25 施設管理費になります。この施設管理費は各保健センターの維持管理費となりますけれども、そのうちの鹿野保健センターの屋根及び外壁の防水改修工事に係る経費について財源更正を行っております。当初では事業費 6,511 万 1,000 円の財源としまして、その一部を、660 万円につきまして行政改革推進債を充当して予算計上しておりましたが、この行改債につきましては一般財源を充てることとしまして、財源更正を行う専決処分を行いましたので報告し、承認をお願いするものでございます。議案第 97 号健康こども部の所管に属する部分についての説明は以上となります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにいくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで、それでは大変申し訳ないんですが、ここで昼にしたいと思いますので午後は 13 時、13 時でいいですか。じゃあ、13 時 10 分ということで、よろしく御

協力お願いいたします。

午後 12 時 10 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは健康こども部の報告について始めさせていただきます。先ほどはちょっと私が、お昼に入るときにちょっとお昼って言ってしまったんですけども、議会としてはあまり適正な用語ではないということで、休憩ということでございまして訂正させていただきます。失礼しました。

報告

報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして報告第 7 号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分についての説明をお願いします。濱田課長。
- 濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。それでは繰越明許費繰越計算書について幼児保育課の所管に係る部分につきまして説明をさせていただきます。資料は福祉保健委員会説明資料、こちらの 9 ページを御覧ください。2 段目の豊実保育園・倉田保育園改築事業でございます。これは令和 7 年 1 月 10 日の外構完成、1 月 24 日の引渡しをもって事業を完了いたしました豊実保育園の改築工事における工事の施工に起因する地盤変動影響調査の委託業務に係る委託料でございます。令和 6 年 12 月 24 日～令和 7 年 3 月 31 日までとした業務委託契約を委託業者と締結しておりましたが、調査対象の件数も多く、また、天候等の影響もございまして年度内の調査完了が難しい状況となったことから、当該調査実施に係る適正期間を確保するため、委託料 1,296 万 9,000 円を繰越しさせていただいたものでございます。幼児保育課は以上でございます。
- ◆**勝田鮮二委員長** 森田所長。
- 森田誠一こども家庭センター所長** こども家庭センター森田です。ちょうどその上段ですけども、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、妊娠・出産包括支援事業費でございます。これは吉岡温泉町に計画されております産後ケア事業の実施施設 1 施設の新規参入に伴う産後ケア施設設備整備事業補助金でございます。本年 2 月定例会におきまして御承認いただいた 150 万円を全額繰越しを行い、今年度予算執行するものでございます。財源内訳は全額一般財源でございます。こども家庭センターの説明は以上です。
- ◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。それではなしということで。

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分

- ◆**勝田鮮二委員長** 引き続きまして報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち、本委員会の所管に属する部分についての説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。報告第 11 号放棄した債権の報告について、こども未来課分について御説明させていただきます。説明資料につきましては本日配布の福祉保健委員会説明資料 10 ページを御覧ください。この母子父子寡婦福祉資金貸付けにつきましては、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成等の目的で貸付けを行っております。このたびの債権放棄につきましては、中ほどの 5 番の償還情報のところに記載しております。1 番、①のほうです。放棄した債権の金額は 145 万 5,149 円。こちらのほうにつきましては、事業開始資金として貸付けを行いました、借主である債権者本人の死亡、連帯保証人の自己破産による免責、法定相続人の全てが相続放棄をされたことに伴う債権放棄となりました。②のほうです。放棄した債権の額 42 万 8,914 円につきましては就業資金及び就職支度資金として貸付けを行いました、借主（債権者本人及び連帯借主）、連帯保証人の自己破産による免責のため回収の見込みがないことから、鳥取市債権管理に関する条例第 7 条第 1 項第 3 号、第 4 号の規定により債権放棄を行ったものです。今後、貸付金の回収につきましては督促状、催促書、電話等による償還勧奨、収納推進課への移管により債権管理・回収に努めてまいります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。そうしましたら、もう債権放棄を行ったものであるということです、少し聞いてみたいのは②のほうで就職支度資金ということですが、放棄した理由が破産ということで、その就職支度資金を利用して起業をされたというのか、どういった経緯等、その就職支度資金という名前だけでも、ある程度自由に使ってよい貸付金の内容だったのか、その辺を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。この就職支度資金につきましては、就職のためのいろいろな、車を購入したりですとか、そういった資金に活用することができまして、就職はされたんですけども、再生計画のほうによって自己破産ということで。債権の回収のほうが不能となったものでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 分かりました。そうしましたら、あとはこの償還残額を残した貸付金のものが、あと、本市が抱えるのでどれぐらい残っているのかというのを教えてもらえないか、母子父子寡婦福祉資金の償還中のものの総数・件数、大体でも分かりましたら教えてください。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。令和 6 年度 3 月末で現年度分の貸付けにつきましては償還の金額のみでもよろしいでしょうか。金額のみで 197 万 5,900 円。それと、滞納繰越分につきましては 1,191 万 900 円となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。

◆加嶋辰史副委員長 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それではなしということで。

その他の報告

令和 7 年度新型コロナワクチン予防接種の自己負担金について

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして、その他の報告として令和 7 年度新型コロナワクチン予防接種の自己負担金についての説明をお願いします。雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。資料のほうは福祉保健委員会資料 2、その他の報告説明資料の 3 ページを御覧ください。令和 7 年度新型コロナワクチン接種の自己負担金について報告させていただきます。これまでの経緯でございます。新型コロナワクチン予防接種は令和 5 年度までは特例臨時接種に位置づけられておりまして、接種費用は全額国の負担ということで生後 6 か月以上の者を対象に実施されました。また、令和 6 年度には季節性インフルエンザなどと同様に、予防接種法上の B 類疾病に位置づけられ、65 歳以上の者及び 60～64 歳で重症化リスクの高い者を対象に国が接種費用の一部を助成して実施されました。

この費用助成につきましては、令和 5 年度までの全額交付からの移行による急な負担増を緩和する措置として国が実施したものです。令和 7 年度の予防接種につきまして、今年度も引き続き B 類疾病の定期予防接種として 10 月からの実施を予定しております。今年度の当初予算では国の方針が決まっていなかったことから、国からの助成金があるものとして歳入予算を計上し、また、自己負担については令和 6 年度と同様の額を設定しておりました。このたび、令和 7 年 4 月 11 日に国からこれまでの季節性インフルエンザ等の定期接種の対応と同様に定期接種費用の 3 割について普通交付税措置を講じ、令和 7 年度の助成は実施しないこととするという旨の連絡がありました。このことを受けまして自己負担額の変更を行います。

自己負担額の案でございます。現在の B 類予防接種、インフルエンザや高齢者肺炎球菌、带状疱疹などになりますけれども、こちらの予防接種と同様に自己負担を設定します。具体的には接種費用に対しまして、市民税課税世帯が 3 割、具体的には 4,500 円、市民税非課税世帯が 1 割 1,500 円、生活保護世帯は無料とします。今後の対応でございますが、当初予算では昨年度と同様に国からの助成を前提とした予算計上をしておりましたので、自己負担額の見直しも踏まえまして 9 月補正を行う予定としております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。説明いただきました。お尋ねしたいのは令和 5 年度の接種者の実績と令和 6 年度末時点で何人程度、予防接種受けられたか、分かれば教えてください。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。お答えします。令和 5 年度は春接種と秋接種とあったんですけども、令和 5 年度の秋開始接種の実績につきましては 51.6%でございました。また、令和 6 年度末の接種率につきましては 34.9%ということで、自己負担が発生した影響か、接種率は下がってきております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 さっき、令和 6 年度は 34.9%の接種率ということでした。令和 7 年度の接種率 37%で予算化したというふうに聞きました。これから実際がどうなるのかということがあると思いますが、令和 7 年度、4 月 11 日に通知があったということです。これ以前に何か令和 7 年

度はどういうふうになるかというような情報提供みたいなことはなかったのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。昨年度末まではぎりぎりまで国から方針は示されておりました。連絡をしますという形でしたので、突然のメールでした。メールより先行しまして報道のほうが先に出てしまったというふうな状況もありまして、県のほうから国からこういう連絡があったということで連絡をいただいたところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 私もネットで調べたら 4 月 10 日 NHK の放送とか、報道が出ていたりして、今聞いてその後に通知だったんだなというふうに思っていました。高齢者のインフルエンザの普通交付税や国県の助成の割合とか金額とか、をまず教えてください。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。インフルエンザも同様に接種の実績に併せまして普通交付税として 3 割、交付がされています。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。自己負担がインフルエンザの場合は 1,000 円というような補助があるんじゃないかと思うんですけども、それはどこから出ているんですか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。接種費用の算出根拠としましては、こちらの資料にもありますとおり、ワクチンの市場価格と手技料を合わせたものになっています。インフルエンザにつきましては、ワクチンの費用がコロナより安くなっておりまして、その部分で大きな差が出てきているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 同じような普通交付税の措置だけど、価格が違うからこういう結果になるんだということ分かりました。なかなか 4,500 円、1,500 円では接種率が下がるんじゃないかなって心配します。今でもコロナで治療したというようなお話や休んだというような話は聞くので、やっぱりワクチンが受けれるようにする必要があるなと思います。価格は高いかと思いますが、県とか市とかその補助もぜひ検討していただくようお願いしたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。よろしいですか。質疑は終了します。

陳情

令和 7 年陳情第 8 号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続いて陳情審査に入ります。令和 7 年陳情第 8 号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情について委員の皆様から質疑、意見等がございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 広告ガイドラインがここに、7 年 2 月 18 日にできたとあって、それから資料で

もこういうもんだよという資料も頂きました。改めてこのガイドラインができた経緯というか、をどういうふうに理解したらいいのかということ教えていただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。このあはき・柔整の広告ガイドラインができた背景としましては、従来明確な広告基準がなく、各保健所の判断で行政指導が行われてきた現状があります。施術者側もあいまいな基準であることから各々が判断をして前例がやっているからというような基準で広告をしているというようなケースも散見されました。これを国としてもきちっと法律に基づいてしようということでこのたびの広告の適正化の推進を図ることを目的としてこのたび広告のガイドラインができたというような経緯でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。基準を明確にして、適正な指導をしてほしいということにつなげてほしいということだというふうに思います。もう1つ、ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。一斉点検や文書配布等の適切な施策によってきちんと改善指導やってくださいということが要望出されているんですが、現状どうなっているのかっていうことと、それからガイドラインに基づいてやるとどういう指導になるのかっていうところを教えてください。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。先ほど申しましたように、これまでに明確な基準がなく、既に届出が出ている施術所につきましては、例えば今回のガイドラインの中には施術所の名称でありますとか、そういうものに医療と区別がつかないような、例えば治療という言葉が入ってはいけないだとかっていうようなことがあるんですけども、実際、もう既に認可が下りている施術所も多くありまして、それらのところに改めてこの基準を定めるということとはしなくてもいいというか、そこまではする必要はないというふうなところでして、新たなこれから開設する施術所につきましては、その辺りもガイドラインに沿った内容で点検をして指導をしていく予定としておりますし、また、広告の中身、例えば交通事故に対応しますであるとか、腰痛、肩こりに効果がありますだとか、そういうようなことにつきましても今回規制がはっきりと明記されましたので、その辺りの広告の内容についても見させていただいて、必要であれば行政指導という形を取る予定としております。

既に2月18日にガイドラインが出された時点で、市のホームページのほうにこのようになりましたということで周知したのに加えまして、新たな2月18日以降に開設をした施術所に対してはガイドラインに基づいた指導をしているところです。また、このたび改めまして市内の施術所全てにこのガイドラインについての案内文書等を送る予定としております。これまでの実績といいますか、指導の状況ですけれども、令和3年度からの5年間で新規開設時の検査による発見が3例、また、通報等によりまして指摘をさせていただいたところが4件ございます。主な指導内容としては、やはり診療と紛らわしいような表現の名称であるとか、あとは無料相談だったりとか、腰痛に効く、肩こりに効くっていうようなそういう具体的な適用症の表示であるとかっていうような内容が指導事項になっております。以上です。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田委員。

◆岡田信俊委員 説明をいただきました。ガイドラインができて、すみません。この文面審査ということで、この文章見させていただいたときに、ガイドラインができており、それが運用されてないから、何か下から5行目の辺りに、各法に違反するような広告や国民に誤解を与えるような広告が出る可能性も否定できませんというような感じに取れるんでね、何か実際にそういう違反が多いということであればですけども、今、指導されるということ、ガイドラインができて指導しようられるということに対して、何か文章がすっきりこないという思いがあるんです。ですから、文面審査ということであれば、何か憶測を信じるというか、何かすっきりせんところがあるという思いです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 説明の中でガイドラインができる前に設置されているところは対象外だみたいなことを説明受けたと思うんですけども、それだと事業所全体としては受けないところと受けるところと分かれてくるようなもんですけども、何かその辺が統一されてないような気がしますけど、それはどんなでしょう。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。すみません。説明不足で申し訳ありませんでした。既に認可されているところにはこのガイドラインを適用しないではなくて、例えばもう施術所の名称に治療院っていう名前が入っているところにつきましては、本来このガイドラインでは治療っていう言葉は使用してはならないというふうになっているんですけども、もう既に認可が下りているところ、名称変更までは求めないというところでございます。ですので、広告に関しまして今、認可を受けているところにつきましても、今回のガイドラインに違反するような広告がありましたら、もちろん行政指導というか、指導には行かせていただくことにしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 お聞かせいただいたんですけど、私も結構ぎっくり腰持ちなものですから、いろんな針、灸とかいろんなところ行かせていただいたんですけども、保険が適用になる鍼灸院と保険が適用にならない鍼灸院があって、どちらも有資格者の方がおられてやられるわけですが、保険が利くっていうところはどうも外科医さんといいますか、医師の方と連携で自書で書いてっていうような形になっていますが、これは、このガイドラインっていうのはもうどっちの、保険が利くところだろうが利かないところだろうが、どういう治療でもこのガイドラインを守っていくということが2月に出されたということで、それを今、周知徹底をしている状況で、さっき言われた3件に出されたというようなことですけども、私が思うに、まだ周知徹底のあれがしっかりこれからされていく中で、本当にどれだけこういう違反するような広告や国民に何か誤解を与えるような広告ちゅうんがどれだけ本当にあるのかなっていうのは、ちょっとまだこの文面だけでは読み取れないところがあるなっていうのが私の意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 開政加嶋です。そうしましたら、先ほど新生の岡田委員からも御意見があったんですけれども、あくまで今回、国会とかに意見書の提出を求める陳情ではなくて、このガイドラインが決まったので、違反する広告の改善指導を強く希望しますというのが要旨なのかなと。そうしましたら、先ほど雁長課長が岩永委員の質疑に対する答えの中で、案内文書をこれから送付予定ということで、今まで以上に強く事業者に対して鳥取市は働きかけをすることはもうこれからもお約束できるのかなと。

ただ、今、西尾委員が言われたとおり、鍼灸治療院という名称に治療ってつけたらいけないんだけれども、既にあるところはもう変えることはできないし、それで鍼灸の中にも国が認める資格と民間資格とがあって、そのほうを行政とか我々は判断できても、利用される側の方が判断できないってところが1つの問題なのかなと。なので、この文面審査ですので、事業者のほうに厳しく改善指導をとはあるんだけれども、利用する一般の市民の方にもこういう制度ができて、今まで曖昧だったものに線引きを今、しているんですってということが分かることも必要なかなというところが開政の中で出た意見ではあります。

なので、陳情主旨は賛同できるものであるし、本市としてはもう対応をしようとしているところですので、反対までする必要はないのかなと。あくまでこれからガイドラインが出て、今日、資料、事務局につけてもらいましたが、資料でいうと18ページで、資料番号でいうと14のページの右下、広告指導の体制及び手順で、鳥取市保健所が判断に困ったときは厚生労働省にも照会をかけて、最終的に告発までいくかどうかというところがもう示されておりますので、厳しく当たることは当然可能なかなと。ただ、そういった案件がどこまで出てくるか、通報がまだ累計4件ということであればこれが増えるのかどうかというところですけども、なので、あくまで書かれた文面だけを読み取ると対応が可能なことであるし、本市としても向かおうとしているところには合致する部分が多いのかなというところであります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 私もガイドラインができて、ガイドラインに基づいて適正かつ積極的に運用されることを求めるという陳情でして、やっぱりそれはそうしないといけないものだというふうに思いますので、反対するものではないというふうに私も思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 私も加嶋委員、岩永委員のおっしゃるようには反対するものではないというふうに思いますし、全国的に見たら鳥取とは違う状況のところもあって、商売儲け主義で、何か何でもかんでもやってるところがあって、今回もこういったガイドラインができたのかなというふうに推察もするんですけども、ちょっと今の判断では反対するものではないというふうに思いますが、もし可能でしたらちょっと勉強する機会でもありますし、この出していただいた資料も少し読ませていただき、先ほど雁長課長の説明にもあったガイドラインができた経緯とか、そういったところも含めて少しお時間頂けたらありがたいなというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私はガイドラインができたのはいいと思うんですけど、この文面の中でさっきも言いましたが違反するような広告や国民に誤解を与えるような広告が、国指定できません。

じゃあ、実際どういうことが起きるとんだという具体的なことも分らんわけです。今、ガイドラインが2月にできたばかりで、これから周知されるわけでしょ。だから、そういうのをしっかり踏まえた上で、これはいいのかということですけど、この文面だけで見ると僕はどっちかちゅうと賛成という形には私としてはちょっと文面では読み取れないと感じるところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 言葉を忘れてしまったんですが、今回、議決するのか、平野委員は時間をいただいて後半についてということ言われたので、後半にするのかどうなのかっていうのをちょっとこう委員会、決を取って、後の論議を進めていったらいいじゃないかと思いますが、委員長どうでしょう。

◆勝田鮮二委員長 本件につきまして後半といいますのは6月25日、の委員会でもう一度審査することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆岩永安子委員 異議なしでいいですか。

◆勝田鮮二委員長 分かりました。再度異議なしということで挙手お願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 はい。多数ということで。そうしますと、それでは後半でもう一度審査することによって決定します。よろしくをお願いします。それでは執行部の皆様は御苦労さまでした。退席をお願いします。

その他

委員会視察報告書について

◆勝田鮮二委員長 それではその他、委員会視察報告書についてに入ります。視察報告書の案をお手元にお配りしております。御意見があればお願いします。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。少しだけ、すみません。委員長の言葉を補足すると、このままでよければこのまま議長に報告をするものですし、皆様が目を通していただいた中で、文言の不適切な表現であるとか、文言変えたほうがいいというものがありましたら御意見いただければと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 ということで何かございましたら意見ををお願いします。

◆西尾彰仁委員 すばらしいと思います。

◆勝田鮮二委員長 それではこのとおり議長に提出してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 次に委員会視察報告の議会だよりへの掲載について御意見を伺いたいと思います。9月発行予定の市議会だより6月定例会号に視察報告を掲載する予定となっております。紙面の都合上、文字数も限られておりますので、ポイントを絞って文案を作成したいと思います。視察先4か所のうち、1か所のみ掲載になります。いずれを掲載いたしましょうかということでもあります。もうその下に書いてあります、行ったところは木更津市、それから野田市、

松戸市、最後、港区に行って視察して勉強してきたわけですが、4か所のうち、1か所のみとなりますので、いずれを掲載したらいいのかなというところを御意見をいただきたいと思います。併せて記事に盛り込むべきポイントについての御意見もいただければありがたいです。木更津市、最初行きました、初日に。らづファミ応援隊について。それから野田市、次の日に行きまして、健康スポーツポイント事業、検診事業、それから現地視察で野田市こども館に行かせていただきました。それで松戸市は認知症を予防できるまちまっどプロジェクトについてと、るるぶ特集版いきいき松戸市について、それから最後、港区は現地であります、あい・ぽーとの取組についてと、この4市に行きましたんですが、御意見をいただければと思います。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 西尾です。よくうちの会派だよりなんかも出したりいろいろしてる中で、記念写真みたいにみんなが写っとるちゅうのを、お前、視察ばかり行って記念撮影しとるんかと言われるもので、ちょっと本当にそれは確かにまずいなと思って、俺は木更津市だったら2番目の勝田委員長さんが御挨拶しょうる研修の状況であるとか、松戸市の座学の様子なんかを写真でどっちかを入れて、研修しょうるんだよというスタンスのほうがいいのではないかなと。あれもいいですよ。東京都港区のこの2番とか、この辺りで、何か前に並んでみんなで記念写真は避けたほうがいいのじゃないかなと思うところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 ありがとうございます。そのほか御意見をください。皆さんから一言ずつ言ってもらったほうが。魚崎委員どうですか。

◆魚崎 勇委員 見させていただいたんですけども。

◆加嶋辰史副委員長 マイクお願いします。

◆魚崎 勇委員 魚崎です。研修行かせていただいたんですけど、財政の豊かなところがこんだけやられるというところがね、施策をされているというところがとても太刀打ちできないなという感じがしました。だけ、逆に我々の鳥取市の財政が厳しいところはもっと工夫して、単に事業しましたよっていう感じじゃなくて、もっと工夫して何かしなきゃ勝ち残れないなという気がしていますので、そういうところを訴えていただけたらありがたいと思います。例えば、僕が感銘受けたのはやっぱり一番最後のね、港区がよかった。

◆勝田鮮二委員長 ありがとうございます。では、岡田委員。

◆岡田信俊委員 魚崎さんの言われることも感じたところでもありますけども、とはいっても、行かせていただいたところでどれかと選ぶであれば、私、野田市です。

◆勝田鮮二委員長 岡田委員。

◆岡田信俊委員 私、こども館がいいんじゃないかと思いました。

◆勝田鮮二委員長 平野委員さん。

◆平野真理子委員 どこもいいと思いました、私も、どこでもいいです。だけど、今おっしゃったのでつながって言えば野田市のこども館もよかったし、それからスポーツポイントっていうか、検診事業のところも工夫されてるなと思って、うちはスポーツポイントなんで、何かお金じゃないけど、随分前に。どこでもいいです。写真のことも西尾議員のおっしゃったようにい

いと思います。そうやって、動きっていうかね、そろっとるのもきれいだけでも。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員どうでしょうか。

◆岩永安子委員 私は、松戸の認知症を予防できるまちまつどプロジェクト、この間、ずっと福祉保健委員会で認知症の、それでそれも認知症本人さんがどういうふう施策に関わるのかとか、本人さんの意見をちゃんと尊重してやっていくっていうのをよそからも聞いてきたし、鳥取市もそういうことすごく大事にして施策をつくっていったりしてるですね。その中で、松戸何なのかなって思いながらずっと話を聞いとったら、早期発見の、早期の人が自分は何ができるのか、どういう目標を持ってやっていくのか、計画立てるのかっていうのを、なかなか協力してくれる病院とか、薬局とか、そういうところが書類が面倒でちょっと減ってきてるっていうのもあったけど、そういうふうにして発見した人が自分で目標を決めて、それを何か月かごとチェックしていくみたいなの。これって本人が計画に参加する認知症本人さん、そんなにまだ自覚のない状態の人なんだけど、そういう人がどういうふうに参加していくのかなっていうのを大事にしてる施策かなっていうふうに思いながら話を聞かせてもらって、ずっと本人さんはどうしとんだらう、本人さんどうしとんだらうみたいになんて思ってたもんですから、そういう発見が、松戸ではそういう形で本人さんの参画を促したりやってるんだなっていうのが分かったんで、それは行ってよかったな。鳥取でもそういうことはできるんじゃないのかなっていうふうに思いました。写真でいけば、そりゃこども館とかね、そういうところがいいんですけど、中身をまとめるとしたら松戸かなって思っております。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 私、2か所迷ってたんですね。それ紹介しますとっていいですか、野田市の健康・スポーツポイント事業っていうのは、あとは検診事業も含めてなんですけど、若い者に対する健康意識を高めていくっていうような、これ逆転の発想なんですけども、これ鳥取市必要だなと思って気になっていました。これが1点と、それから松戸の、さっき岩永委員さんも言われたんですけど、僕、思ったのは、認知症になっていく方々が負担なく、聞き取りによって、入口は。聞き取りによって導入されていくっていう、その負担感のない状況の中で、アセスメントからセルフケアまで入っていくっていう、この導入の仕方がすごくいいなと思って、これも鳥取に欲しいなと思って、2点迷ったんですね。

そこでうんと思って、僕の答え、結構答え大きいと思うんですけど、でも、やっぱり松戸の認知症に対する予防のこの苦慮、この頑張ってきておられるところ、本当は医療機関であつたりとか、ほかの施設にも応援求めたんだけど、結果することなくて、市役所だけが奔放してるところも見えたんですが、この導入の仕方、鳥取市においてもこれから認知症がどんどん増えてくる中で、こっち課題急ぎかなって思ったんで、松戸市の認知症のほうがいいなと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長、何か意見を。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。西尾委員の御意見、やっぱり感じるところで、去年いた文教経済のそこはやっぱり視察風景の写真を選んだっていうのがあったりしたなと思いました。それは私の感想です。あと、報告書読ませていただいて、千葉県野田市のところですね、インクル

ーシブのことが3件並んで書かれてるんですけど、こども館を見られて、これは本市が見習うべきであるとか、多くの趣向が凝らされてるというような御意見を讀ませていただいたときにちょっとぐっと私もきまして、こういったものが文面のほうでだよりも載せてもいいのかなと思っていたところです。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 皆さんにいろいろと意見を伺いまして、ちょっとこれって、確かによかったともね、よかったんですけども。現地も見せていただいたりしてよかったと思います、意見交換して。しかしながら、1か所掲載しないといけないんで、今まで皆さんの意見を踏まえて。決めていただければと思うんですけど。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 今までの意見をすると、やっぱりどれもいいんですけども、やっぱり認知症の関係で松戸が結構僕も気になるところで、ちょうど写真もこの右下の座学の状態があるし、この辺を入れてみたら。委員長も写とられるし、平野委員さんもしっかり写とられる。これでいいじゃないかなと私は思いますけれども。この報告書の中をまとめて、松戸市の部分で。

◆**勝田鮮二委員長** 皆さんどうでしょうか。いいでしょうか。それでは千葉県の松戸市の認知症を予防できるまちまっどプロジェクトについてというタイトルで視察をさせていただきました。そこを掲載することとしたいと思います。それから、あと、皆さんの御意見を踏まえて、文案を作成したいと思うんです。まず、正副委員長に一応一任いただいて、それで次回の委員会で皆様に御確認いただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい。異議なしということでありがとうございます。そういう形で文面を作成させていただきます。その他、皆様から何かございますか。それでは以上で福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後2時0分 閉会

令和 7 年 6 月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、報告、陳情審査)

日 時：令和 7 年 6 月 17 日 (火)

10 : 00 ~

場 所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

市 立 病 院 (10 : 00 ~)

1 報告

- ・ 報告第 10 号 令和 6 年度鳥取市病院事業会計予算の繰越しについて
- ・ 報告第 11 号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

福 祉 部 (市立病院終了後)

1 議案【説明】

- ・ 議案第 82 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 1 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 85 号 令和 7 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 97 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2 報告

- ・ 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
- ・ 報告第 11 号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

3 その他の報告

- ・ 金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業の廃止について (長寿社会課)

健康こども部（福祉部終了後）

1 議案【説明】

- ・ 議案第 82 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 97 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2 報告

- ・ 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】
- ・ 報告第 11 号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

3 その他の報告

- ・ 令和 7 年度 新型コロナワクチン予防接種の自己負担金について（保健医療課）

4 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・ 令和 7 年陳情第 8 号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める
陳情

そ の 他（健康こども部終了後）

- ・ 委員会視察報告書について